

伊予市社会教育関係団体登録のしおり

伊予市教育委員会では、市内で社会教育活動を行っている団体を支援することを目的として、社会教育関係団体の登録制度を設けています。

●社会教育関係団体とは

社会教育関係団体とは、社会教育に関する活動を行うことを主な目的とし、自主的な運営を行っている団体です。「伊予市社会教育関係団体登録要綱」に基づき登録されますと公民館、社会教育施設等の使用料が減額されます。

※ ただし、使用する施設や活動の内容によっては、減免にならない場合があります。

●社会教育に関する活動とは

社会教育に関する活動とは、技術の習得や教養を高めたり、生活を充実させたり、地域をより良くするために行われる学習、文化、スポーツ等の活動のことです。また、個人の趣味・教養を充実させるだけではなく、日常の活動の成果を地域に還元する機会を設けるなど、地域に開かれた運営がされている活動でもあります。

[活動例]

- ✧ 学習活動（話し合い、ワークショップ、講演会、講習会、研修会など）
- ✧ 体育、レクリエーション活動（各種スポーツ、野外活動など）
- ✧ 文化芸術活動（料理、手芸、写真、伝統文化、音楽、絵画、茶道、華道など）
- ✧ ボランティア活動（子育て・高齢者・障がい者に関わるボランティア、まちづくり・コミュニティづくりのボランティアなど）

[成果を生かした活動例]

- ✧ 作品の展示会や演奏会、発表会など
- ✧ 学習の成果を生かしたボランティア活動など（学校支援や公民館との協働）
- ✧ 習得した技術を生かして初心者等に指導など

●自主的な運営とは

社会教育に関する活動を行う人たちが自発的に団体を作り、活動の目的・内容・方法・役割分担・予算・会費などを会員全体で話し合って活動を進めていくことです。また、活動は計画的、継続的に行われ、地域に開かれていることが必要です。

●このような団体は社会教育関係団体ではありません。

- ① 講師や指導者が代表者であったり、塾やカルチャースクールのように講師（指導者）が中心となり、月謝（会費）・参加費等を徴収し活動している団体
- ② 企業や学校の部活動・クラブ活動・サークル活動として活動している団体
- ③ 非営利な団体であっても、会費が著しく高額である団体
- ④ 不特定多数の人から参加費等の金銭を集め、営利性があると認められる活動をしている団体
- ⑤ 会員相互の親睦や交流のみを目的として活動している団体（家族だけで構成されている団体も含む。）
- ⑥ 障がい者福祉や高齢者福祉など、社会福祉活動のみを行う団体は、社会福祉団体です。

●登録の要件

社会教育関係団体として登録することができる団体は、以下の要件を全て満たしている団体であることが必要です。

- (1) 社会教育事業を計画的かつ継続的に実施でき、その事業の成果が十分期待できるものであること。ただし、次の事業又は活動を行わない団体でなければならない。
 - ① 営利を目的とした事業またはこれに類する事業（商売・教室・個人の営利となる行為）
 - ② 特定の政党の利害に関する事業
 - ③ 公の選挙に関し、特定の候補者を支持し、またはこれに反対する等の政治活動
 - ④ 特定の宗教を指示し、若しくは特定の教派、宗派等を支援し、またはこれらに反対する等の宗教活動
- (2) 次の要件を備えている団体であること。
 - ① 会員が5名以上であること。
 - ② 会員の半数以上の者が市内に在住・在勤または在学していること。
 - ③ 18歳未満の者で組織される団体については、その会員の保護者等（講師を除く。）が役員となり運営に携わっていること。
 - ④ 会員の大半が同種の他の登録を受けた団体に加入していないこと。
 - ⑤ 規約又は会則等に基づいて組織及び運営が行われていること。（主として社会教育活動を行う団体であることが記載されていること。）
 - ⑥ 総会と役員会を定期的に行っていること。
 - ⑦ 会費を主たる財源とし、かつ団体の運営が確実になされていること。
 - ⑧ 年間予算のうち、大半が社会教育に関する活動に支出されていること。
 - ⑨ 市内に事務所を有し、かつ主たる活動の場所が市内であること。
 - ⑩ 代表者が市内に在住していること。
 - ⑪ 役員が確実に置かれていること（会長、副会長、会計、監事など）。
 - ⑫ 会員が主体的、自主的に運営していること。
 - ⑬ 会費、講師謝金、必要経費は、団体を運営する上で社会通念上妥当な額であること。
 - ⑭ 団体設立後1年以上の活動実績があること。
 - ⑮ 社会教育活動を推進するため、研修会等の参加に努めていること。
 - ⑯ 団体活動を広く市民に公開していること。

●登録の申請について

社会教育関係団体の登録を申請する団体は、公民館または社会教育課へ「社会教育関係団体登録申請書」を次に掲げる書類を添えて申請してください。

- ① 規約又は会則
- ② 役員名簿及び会員名簿（会員名簿の備考欄に役職を記入したものでも可）
- ③ 活動報告書及び決算書
- ④ 活動計画書及び予算書
- ⑤ その他、展示会や発表会等で配布したチラシ・パンフレットや団体の活動内容がわかる資料があれば添付してください。

※ ①～④については、総会資料等でも可

●申請書類の作成における注意点

特に次の点に注意して、申請書類を作成してください。

① 規約（会則）について

ア) 「社会教育に関する活動を主たる目的とする」ことが、規約（会則）から読み取れること。

イ) 市内に事務所を有していること。

※事務所を会長宅に置く場合には、会長宅が市内であること。

ウ) 入会金や会費、講師謝礼等の金額が、記載されていること。

② 予算・決算について

ア) 前年度決算に繰越金がある場合は、次年度予算に反映されていること。

イ) 項目の主な内訳が記載されていること。

ウ) 各項目の金額と内訳及び合計額が合致していること。

③ 名簿について

ア) 規約（会則）で定めている役員が、役員名簿に記載されていること。

イ) 役員名簿の住所は、地番まで記載し、電話番号も記載されていること。

ウ) 会員名簿は5名以上の会員が記載されており、その半数以上の者が市内に在住、在勤、在学していること。

エ) 会員名簿の住所は、町名まで記載し、市内在勤・在学の場合は、事業所または学校名、その所在地・連絡先となる電話番号が記載されていること。

●申請から登録まで

① 申請時期

随時受け付けます。

ただし、施設予約をスムーズに行うために、新規の場合は毎月15日まで、更新の場合は有効期間満了の20日前までをめぐに申請してください。

② 登録通知

提出していただいた書類は、教育委員会で審査し、社会教育関係団体と認定された団体には、登録決定通知書を送付します。また、認定されなかった場合には、登録却下通知書を送付します。

③ 使用料の減額措置

公民館及び社会教育施設等については、登録日以降に使用した分から減額措置の適応対象となります。

●登録の有効期間

登録の有効期間は、2年毎の更新とし、西暦（和暦）の奇数年度の4月1日から翌年度末（偶数年度末）までとする。ただし、上記期間のうち年度途中での登録は、偶数年度末とする。

(例) 2023年（令和5年）4月1日 ～ 2025年（令和7年）3月31日

(例) 2024年（令和6年）10月10日 ～ 2025年（令和7年）3月31日

●登録後について

① 変更届

規約（会則）や役員を変更した場合、活動を停止した場合、団体を解散した場合は、「社会教育関係団体登録変更届出書」を速やかに提出してください。

② 更 新

登録の有効期間満了後、引き続き登録をする場合は、有効期間満了20日前までに登録申請書に必要な書類を添えて再度提出してください。

③ 取消し

団体支援の公平性及び施設の有効利用のため、団体の活動状況が登録の要件に該当しないことが判明した場合や、虚偽の届け出が判明した場合、施設の利用条件に反し、若しくは施設利用に関する所定の手続き等を故意に怠ったときは、登録を取り消します。

※ 登録申請した会員数と施設利用の際の人数に大きな差があり、利用実態に合わない団体

※ 登録申請した活動内容と実際の活動に著しく隔たりがある団体

●問い合わせ先

社 会 教 育 課	伊予市米湊820番地	電話：982-5155
上野地区公民館	伊予市上野611番地	電話：982-0170
郡中地区公民館	伊予市灘町359番地 3	電話：982-3508
中村地区公民館	伊予市中村 6 番地	電話：982-0121
大平地区公民館	伊予市大平甲1057番地 3	電話：982-0171
中山地区公民館	伊予市中山町出渕 2 番耕地138番地 1	電話：967-1111
双海地区公民館	伊予市双海町上灘甲5821番地	電話：986-1227

●減額対象施設（令和6年4月1日現在）

【社会教育課所管施設】

- ・各地区公民館
- ・緑風館
- ・上灘コミュニティセンター
- ・下灘コミュニティセンター
- ・文化交流センター（地域交流館）

【商工観光課所管施設】

- ・生涯研修センター（さざなみ館）

●社会教育関係団体の認定登録・変更申請書類は、上記の問い合わせ先にて配布しています。また、市のホームページからもダウンロードできます。